

老人保健制度

70歳になったら手続きを

老人保健は、70歳以上（一定の障害があると認定された場合は65歳以上）の人が安心して医療を受けられるよう、本人の負担金を軽減する制度です。この制度を正しく理解し、役立てて、健康で明るい毎日を過ごしてください。

老人保健とは

70歳（一定の障害があると認定された場合は65歳以上）になると、お医者さんにかかるときの一部負担金が軽減されます。

この場合、加入している健康保険の資格はそのまま、老人保健制度の適用が受けられます。

老人保健で医療を受けるには

70歳の誕生日に、市から手続きの案内と認定申請書が送付されます。



その書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて指定された期間内に手続きしてください。

手続きをすると、「老人医療受給者証」と「健康手帳」が交付されます。

誕生月の翌月から老人保健制度が適用されます（ただし1日生まれの方は誕生月から）。

お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときは、医療機関に健康保険証、老人医療受給者証、健康手帳を提出して受診してください。

お医者さんに支払うお金は

かかった医療費の原則1割を負担します。外来受診の場合と入院した場合の負担額は次のとおりです。

医療費の1割を負担（定率1割負担制）

ただし、1カ月の負担上限額は次のようになります。

（注）（ ）内はベッド数が200以上の病院で医療を受けた人の場合です。

外来

・院外処方が行われなかった人

病院・診療所では
3,000円（5,000円）
まで負担

・院外処方が行われた人

病院・診療所では
1,500円（2,500円）
まで負担

薬局では1,500円
（2,500円）まで負担

入院

医療費の1割を負担（定率1割負担制）

ただし、1カ月の負担上限額は37,200円

住民税非課税世帯等の人は、1カ月の上限額が次のように軽減されます。

- ・住民税非課税世帯等の人は、1カ月24,600円
- ・住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人は、1カ月15,000円

・入院の一部負担金の減額を受ける場合には、市が発行する認定証が必要です。申請方法などは保険年金課へ問い合わせてください。

* 定額負担制を選択する診療所では1日800円を負担（1カ月4回まで負担）

窓口での負担方法については各病院・診療所へお問い合わせください。

くわしくは保険年金課（☎20-1526）へ。

高額医療費が支給されます

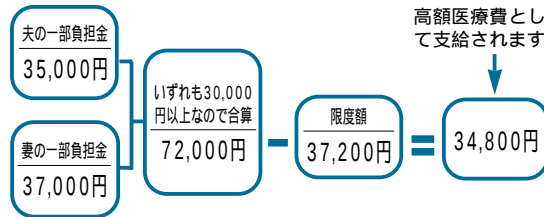
高額医療費は、老人保健加入者が一定の限度額を超える自己負担額を支払ったとき、限度額を超えた分が老人保健から支給されます。

●こんな場合に支給

同じ世帯で、同じ月内に、一部負担金を3万円（住民税非課税世帯の場合は2万1,000円）以上支払ったことが2回以上ある場合、それらを合算して3万7,200円（住民税非課税世帯の場合は2万4,600円）を超えた分が申請により支給されます。



例 夫(80歳)と妻(73歳)が入院して、一部負担金をそれぞれ35,000円と37,000円支払ったとき



同じ人が、同じ月内に、複数の医療機関などで30,000円（住民税非課税世帯の場合は21,000円）を超える一部負担金を支払っている場合にも合算できます。

支給対象者には「該当通知書」を郵送します

高額医療費が支給される世帯には受診した月から約6カ月後に「該当通知書」を郵送しています。この通知を受け取ったら、指定された期間内に、印かん・医療費の領収書（病院などが発行したもの）の該当通知書を持って、保険年金課で申請手続きをしてください。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

20歳になったら加入の手続きを

成人式を迎えられるみなさん、おめでとございます。

20歳になると成人として多くの権利が認められますが、同時に義務も生じます。国民年金に加入することもそのひとつですが、これにより安定した豊かな老後の生活を支えるための、老齢基礎年金を受け取ることができます。また、万一病気やケガなどの後遺症で精神・身体に障害が残ったときは、国民年金から障害基礎年金が受けられます。国民年金には、20歳から60歳になるまでのすべての人が加入します。厚生年金・共済年金に加入している人は、会社などで加入の手続きをしてくれますが、学生や農業、自営業などの人は自分で手続きをして国民年金に加入しなければなりません。加入手続きは市役所1階の保険年金課窓口で行っています。

20歳になったあなた！国民年金に加入して大人の仲間入りをしましょう。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

消費生活相談 Q&A

SF(エスエフ)商法

Q ○○業者が、集会場に集まった人に無料で日用品などを配っていました。やがて「今日の特別商品。通常の半値でこの高級品が買える」とふとんを出してきました。思わず手を挙げ買うことにしましたが、冷静になって考えてみたら必要がないので契約をやめたいのですが。

A 閉め切った会場で雰囲気盛り上げ、最後に目的の商品を売る商法をSF商法といいます。新製品普及会という業者が始めたことから名付けられています。

落ち着いてみたら必要が無かった、高い買い物だったなどやめたいと思ったらすぐクーリングオフの手続きを文書で（ハガキでコピーをとる、配達記録郵便で出す）しましょう。契約の内容やクーリングオフのことが書かれた書類を受け取ってから8日間は有効です。手続きをすると契約

が無かったことになります。クーリングオフ期間が過ぎてしまっても、業者の説明や売り方によっては、契約の解除ができる場合がありますので、あきらめずに相談しましょう。

この商法は特に高齢者や一人暮らしの人および主婦が誘われることが多いようです。また、「契約を断ったら暴力を振るわれた」など、より悪質な手口が増加していますので、うまい話には十分注意してください。



くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

水道管の凍結には十分気をつけて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂することがあります。特につぎのような場合は注意が必要です。

- 水道管がむき出しになっている
- 風当たりの強い場所にある
- 水道管が北向きの日陰にある

凍結や破裂を防ぐためには

凍結を防ぐためには保温材で保



これで冬場も大丈夫

ワンタッチで取り付けられる保温材

護するのが一番です。保温材には、取り付けの簡単な市販品や、身近なものには布・フェルトなどがあります。その上からテープを巻いて保温しましょう。

凍って水が出ないときには

タオルや布をかぶせ

番号	名称	所在地	電話番号
1	さくらエンジニアリング(株)	公津の杜	27-8976
2	(有)船橋ポンプ	田町	22-1040
3	川嶋設備興業	幸町	22-1263
4	伊藤設備工業(株)	本三里塚	35-0230
5	(株)斎藤設備	橋賀台	27-2141
6	鈴木水道(株)	馬橋	22-1160
7	(有)鈴木商店	北須賀	26-2451
8	池田建設工業(株)	並木町	22-4765
9	富士設備	米野	26-8540
10	郡司鉄工(株)	三里塚	35-0020
11	(株)ヤシマ	土屋	26-1771
12	(有)三橋設備	西和泉	36-0322
13	進明設備(有)	三里塚	35-2179
14	(有)稲垣水道工業	寺台	22-5836
15	(株)オクダ	宝田	22-3011
16	共立工業(株)	三里塚	35-0311
17	(株)トーションシステム	西三里塚	35-4811
18	第一空調(株)	並木町	22-6125
19	(株)なかむら	不動ヶ岡	22-2279
20	ナリタ管工(有)	並木町	24-2637
21	(株)アクア	並木町	24-3580
22	三和総業(株)	東和田	22-4156
23	(有)安藤総合設備	本三里塚	35-7451
24	小池設備工業(株)	花崎町	23-5721
25	(株)浮島工業	下福田	23-5222
26	後藤工業(株)	押畑	24-0506
27	(有)形野設備	江弁須	28-3269

このほかにも66の市指定工事店があります(平成13年12月1日現在)。ニュータウン地区の水道の修繕は、県水道局成田支所へ連絡してください。

その上からぬるま湯をかけてください。直接熱湯をかけると破裂する恐れがあります。

水道管が破裂したときは

メーターボックス内のストップバルブを閉めてください。ストップバルブは、ドライバーや手で回すものがあります。そして、速やかに上表の指定工事店に連絡をして修繕(有料)してください。



地上式(右)と地下式(左)のメーターボックス

こんなときは届け出を

成田市内の水道は、成田・宗

吾・三里塚地区などへ給水する市営水道と成田ニュータウンへ給水をする県営水道の二つがあります。次のようなとき、市水道部または県水道局千葉ニュータウン営業所成田支所に連絡をしてください。

- 引越してきたり、引越しの予定日が決まったとき
- 所有者の名義が変更になるとき
- 改築や出張などで長期間水道を使用しないとき
- 水道使用量がいままでよりも著しく多いとき

上下水道料金徴収事務受託者の変更について

昨年12月1日から上下水道料金と下水道使用料の徴収事務受託者が「株式会社新都市サービスセンター」から「株式会社ジェネッツ」に変わりました。なお、事務所の所在地・電話番号は変更ありません。

住所 美郷台2-10-6
電話 22-8881

くわしくは市水道部 ☎ 22-2690、下水道課 ☎ 20-5331 または県水道局千葉ニュータウン営業所成田支所 ☎ 27-2231へ。

相談日

市民相談所 (☎ 20-1507)

市民・行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

不動産相談 15日(火) 10時～正午

税務相談 15日(火) 10時～3時

外国人相談

10日(木)・24日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

市民よろず相談

19日(土) 9時～4時 中央公民館

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎ 22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎ 22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 10日(木) 10時～正午

住宅の電気に関する相談も含む

(☎ 22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎ 22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎ 23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎ 20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎ 20-1527)

交通事故相談 8日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎ 20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 17日(木) 9時～正午

児童家庭課(☎ 20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎ 20-1536)

戦没者遺族相談 28日(月) 10時～3時

教育指導課(☎ 20-1582)

就学相談(予約制) 月・火・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎ 28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

消費者契約法

「納得できない」「しまった」と
思ったら相談を



消費者契約法は、消費者(個人)が事業者と対等に契約できるように生まれた新しい法律です。
主な内容は次のとおりです。
契約過程にかかわるトラブルで契約の取り消しが可能な場合
1. 契約した内容が販売時に受けた説明と異なったとき

2. 絶対にもうかるなどと、不確実な情報を断定的に言われ契約してしまったとき
3. 消費者に有利なことだけを強調し、不利な情報を故意に言わなかったとき
4. 契約するまで店から出られなかったり、自宅から帰ってくれないとき
取り消しができるのは、問題がある契約だと気付いてから6カ月以内、または契約締結時から5年以内です。ただし、取り消しの原因となった不適切な勧誘があったことを、消費者が証明

しなければなりません
消費者に一方的に不当・不利益な契約条項にかかわるトラブルで、契約を無効とすることができると



1. 不当に高額な遅延損害金を請求されたとき
2. 不当に高額な解約料料を定める条項など
くわしくは消費生活センター(☎ 23-1161)へ。

窓口から

住民票の請求
別世帯の場合は
委任状を

住民票を請求するときは、個人のプライバシーを保護するため制約があります。本人または本人と同一世帯の人が請求するときは、申請書に署名または押印するだけで住民票が取れます。ところが、住民票で別世帯の人が代理で請求するときは、委任状(本人が署名・押印したもの)が必要です。同じ家に住んでいる家族でも、世帯が別の場合は委任状が必要となりますので注意してください。



くわしくは市民課(☎ 20-1525)へ。